

令和4年1月11日

各位

株式会社プランナーマネジメント
従業員代表選出事務局

令和4年度過半数代表者候補者選出について

令和4年度に向けて労働基準法に基づく以下の労使協定の締結を予定しております。そこで、労働基準法施行規則第6条の2の規則に則り全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た労働者代表を選出することになりました。従業員労働代表者として労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定において、ご尽力いただける方は立候補をお願いいたします。（頻度は年に8回～10回（予定）、一回あたり2～3時間程度（勤務時間外）、本社内での協議及び手続となります。報酬、手当は法的に支給できません。）

1. 予定する労使協定

- ・労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定
- ・その他法令等により定められたもの

株式会社プランナーマネジメント従業員代表選出事務局